

## 旭川市再開発事業等整備における運用基準

### (目的)

第1 旭川市再開発事業等整備基準（以下「整備基準」という。）についての運用基準を定めることで、整備基準を補足することを目的とする。

### (定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 2項促進地区 都市再開発法第2条の3第2項に基づき定められた旭川圏都市計画都市再開発の方針（平成18年3月3日北海道告示第182号）の2項再開発促進地区をいう。平和通買物公園地区と銀座通地区の2地区がある。
- (2) 一般公共の用に供する自転車駐輪場 自転車駐輪場を利用する人の資格が限定されず、一般公衆の自由な利用に供される自転車駐輪場をいう。

2 前項に定めるもののほか、この基準において、使用する用語の定義は、整備基準第2条の例による。

### (市長が認める公開空地)

第3 整備基準第6条第1項第3号イの市長が認める公開空地とは、次のとおりとする。

(1) 一定程度のまとまりのある広場状の公開空地を屋外に整備する場合は、次のいずれかに適合するものをいう。

ア 整備基準第4条第1項第2号の規定による場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 全周の8分の1以上が施行区域毎に定める次の道路と接すること。

a 2項促進地区（平和通買物公園地区）の場合

都市計画道路

b 2項促進地区（銀座通地区）の場合

都市計画道路「銀座通」

c 2項促進地区に隣接する都市計画道路「昭和通」又は「緑橋通」沿道部分の場合

都市計画道路「昭和通」又は「緑橋通」

(ロ) 接する道路等と一体的に利用できるものであること。

(ハ) 最小幅が4メートル以上であること。

(ニ) 植栽、ベンチ、街灯等を設置するなど、憩いと安らぎを感じる空間づくりに配慮すること。

イ 整備基準第3条、第4条第1項第1号若しくは3号又は第2項の規定による場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。

(イ) 全周長の8分の1以上が道路に接すること。

- (イ) 接する道路等と一体的に利用できるものであること。
  - (ウ) 最小幅が4メートル以上であること。
  - (エ) 植栽，ベンチ，街灯等を設置するなど，憩いと安らぎを感じる空間づくりに配慮すること。
- (2) 一定程度のまとまりのある広場状の公開空地を屋内に整備する場合は，次に掲げる要件を満たすものをいう。
- ア 施行区域毎に定める次の道路に接すること。
    - (イ) 2項促進地区（平和通買物公園地区）の場合  
都市計画道路
    - (ウ) 2項促進地区（銀座通地区）の場合  
都市計画道路「銀座通」
    - (エ) 2項促進地区に隣接する都市計画道路「昭和通」又は「緑橋通」沿道部分の場合  
都市計画道路「昭和通」又は「緑橋通」
  - イ 敷地に接する都市計画道路からの通行に支障となる段差がないこと。
  - ウ 最小幅が4メートル以上であること。
- (3) 敷地に隣接する道路等を相互に連絡する通路状の場合は，敷地内の事業認可前の都市計画施設部分や地区計画区域内の地区施設等の部分を空地として確保するものであること。

（市長が認める空地等）

第4 整備基準第6条第2項の市長が認める空地等とは，次に掲げる要件のいずれかを満たすものをいう。

- (1) 前面道路に沿って設ける空地で，次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 施行区域が2項促進地区であること。
  - イ 前面道路が都市計画道路「平和通」又は「銀座通」であること。
  - ウ 整備する店舗等と一体となった賑わいの創出及び歩行者が自由に利用することができる公共性の高い憩いの場として活用される等，適切な利用ができる開放的な空地であること。
  - エ 面積は，整備基準第6条第1項第3号ウの規定を準用する。なお，面積の算定にあたっては，整備基準第6条第1項第4号の規定を準用する。
  - オ 最小幅が4メートル以上であること。
  - カ 植栽，ベンチ，街灯等を設置するなど，憩いと安らぎを感じる空間づくりに配慮すること。
- (2) 一般公共の用に供する自転車駐輪場で，次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 施行区域が旭川市駐輪場基本計画（平成21年3月策定。以下，「基本計画」という。）に定める重点対象区域であること。
  - イ 自転車ラック等を設置するものであること。

- ウ 面積は、敷地面積の 10 パーセント以上、かつ、100 平方メートル以上を確保すること。  
ただし、旭川市駐輪場の設置等に関する条例の規定により駐輪場を設置する場合にあっては当該部分を面積に算入することができない。なお、面積の算定にあたっては、整備基準第 6 条第 1 項第 4 号の規定を準用する。
- エ 基本計画に定める地区毎の将来の駐輪需要台数と現況を比較してその地区に必要なこと。

#### 附 則

この運用基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。